平成２４年（フ）第６９１３号
東京都台東区池之端２丁目１―44　大本東京本部
債務者　菊池まゆみ
1　決定年月日時　平成24年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福間　智人
4　破産債権の届出期間　平成24年７月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年８月３日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６９５８号
東京都新宿区納戸町35―102
債務者　重城　拓也
1　決定年月日時　平成24年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川村　興平
4　破産債権の届出期間　平成24年７月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年８月３日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６９７５号
神奈川県海老名市中新田３丁目５―48―102
債務者　齊藤　浩
1　決定年月日時　平成24年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川村　興平
4　破産債権の届出期間　平成24年７月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年８月３日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６９９９号
東京都世田谷区砧７―１―３―101、住民票上の住所神奈川県足柄上郡開成町吉田島2806
債務者　小野　恵子
1　決定年月日時　平成24年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　橋本　利久
4　破産債権の届出期間　平成24年７月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年８月３日午前11時
6　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７０１１号
東京都練馬区東大泉７丁目26―18―103
債務者　山口　哲朗
1　決定年月日時　平成24年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横倉　仁
4　破産債権の届出期間　平成24年７月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年８月３日午前11時
6　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７０２９号
東京都足立区西新井５丁目14―３―203
債務者　岩崎　邦義
1　決定年月日時　平成24年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福間　智人
4　破産債権の届出期間　平成24年７月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年８月３日午後２時
6　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７０３４号
千葉県千葉市若葉区桜木３丁目13―40―203
債務者　熊本　光則
1　決定年月日時　平成24年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　本間　紀子
4　破産債権の届出期間　平成24年７月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年８月３日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６８８７号
埼玉県入間市東町３丁目９―15
債務者　八木　賢一
1　決定年月日時　平成24年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小石　耕市
4　破産債権の届出期間　平成24年７月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年８月23日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成24年８月23日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３６４号
広島県廿日市市沖塩屋３丁目５番９号
債務者　香川　博夫
1　決定年月日時　平成24年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷井　智
4　破産債権の届出期間　平成24年７月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月12日午後４時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３９６号
広島市中区上八丁堀２―６、住民票上の住所広島市安佐北区亀山南５丁目５番24号
債務者　掛越　康彦
1　決定年月日時　平成24年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　水谷　耕平
4　破産債権の届出期間　平成24年７月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月12日午前11時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４３号
鹿児島県姶良市船津2808番地６
債務者　白澤　透
1　決定年月日時　平成24年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鴨志田祐美
4　破産債権の届出期間　平成24年７月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月27日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２４年（フ）第４４号
鹿児島県姶良市船津2808番地６
債務者　白澤ひとみ（旧姓宮里）
1　決定年月日時　平成24年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鴨志田祐美
4　破産債権の届出期間　平成24年７月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月27日午前10時15分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２４年（フ）第１２８号
三重県松阪市五主町1234番地35
債務者　大西　貞司
1　決定年月日時　平成24年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森　一恵
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月28日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第３２８号
広島市南区東雲本町２丁目13番５―407号
債務者　新谷　聡
1　決定年月日時　平成24年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　健太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月12日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
広島地方裁判所民事第４部